埼玉県	さいたま市　川越市　熊谷市　所沢市　飯能市　本庄市　東松山市　春日部市　狭山市　深谷市　上尾市　入間市　新座市　富士見市　日高市　ふじみ野市　入間郡三芳町　同郡毛呂山町　同郡越生町　鶴ヶ島市　同郡滑川町　同郡嵐山町　同郡小川町　同郡鳩山町　同郡ときがわ町　秩父郡東秩父村　比企郡児玉郡美里町　大里郡寄居町　南埼玉郡宮代町　同郡白岡町
千葉県	勝浦市　流山市　君津市　八街市
東京都	青梅市　東大和市　武蔵村山市　あきる野市　西多摩郡瑞穂町
静岡県	静岡市　伊東市　伊豆市

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　告示第二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する主務大臣が定める基準を次のように定め、同法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

1　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項の全てを満たすこととする。

一　当該貸付けの目的が、対象事業者に対して、買取決定等が行われると見込まれる日までの間における当該対象事業者の資金繰りのために合理的に必要となる資金を貸し付けるためであること。

二　当該貸付けの償還期限が、対象事業者に対する買取決定等が行われると見込まれる日より後であること。

2　前項に規定する「対象事業者」又は「買取決定等」とは、それぞれ株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項又は第二十五条第一項に規定する対象事業者又は買取決定等をいう。

○内閣府、復興庁、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省　告示第三号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法施行規則（平成二十四年内閣府・復興庁・総務省・財務省・農林水産省・経済産業省令第一号）第五条第二号の規定に基づき、同号に規定する主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を次のように定め、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が、その特定関係者（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十七条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の二本文に規定する特定関係者をいう。）の解散又は営業若しくは事業の全部の譲渡に際し、機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、機構により大きな不利益を生ずるおそれがある場合

○金融庁告示第八号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、同法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から適用する。

平成二十四年二月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

（資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件の一部改正）

第一　資産を買い取る場合の価格を定めるための基準及び資産の買取りの決定に係る承認を行うための基準を定める件（平成十一年金融再生委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「からへまで」を「からトまで」に、「から第五号まで」を「から第六号まで」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構からの当該申込み又は当該広告若しくは申出に係る資産であって、第一号に掲げる貸出金に類する貸出金

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第三　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第四　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」の下に「及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」を加え、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）に規定する株式会社企業再生支援機構をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　株式会社企業再生支援機構

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構